

名古屋市公報	令和 3年 6月16日 第106号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政部法制課長

目次 ページ

規則

- | | | | |
|--|-----------------|--------|---|
| ○ 名古屋市特定非営利活動促進法施行細則及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則の一部を改正する規則 | (ス市・市民活動推進センター) | (第71号) | 3 |
|--|-----------------|--------|---|

告示

- | | | | |
|-----------------------|-------------|---------|----|
| ○ 告示の訂正について | (緑土・道路利活用課) | (第316号) | 9 |
| ○ 有料公園施設等の供用月日の変更について | | | |
| | (緑土・緑地管理課) | (第317号) | 11 |
| ○ 名古屋市議会定例会の招集について | (総務・総務課) | (第318号) | 12 |

教育委員会規則

- | | | | |
|--------------------------------|--|--------|----|
| ○ 名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則 | | (第15号) | 13 |
|--------------------------------|--|--------|----|

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市特定非営利活動促進法施行細則及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第71号）

- 1 改正内容

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。

- 2 施行期日

令和 3年 6月 9日から施行します。

教 育 委 員 会 規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則（第15号）

- 1 改正内容

名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 3条関係）

- 2 施行期日

公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の規定は、令和 3年 4月 1日から適用します。

名古屋市特定非営利活動促進法施行細則及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月9日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第71号

名古屋市特定非営利活動促進法施行細則及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

第1条 名古屋市特定非営利活動促進法施行細則（平成24年名古屋市規則第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項及び第2号様式中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第20号様式中

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類)		⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
		⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		(3) 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項			
③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引			
④ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日			

を

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該給与の総額	
提出しない場合		⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
最後に役員報酬規程を提出した事業年度（ 年度）		⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
最後に職員給与規程を提出した事業年度（ 年度）		(3) 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。）			
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項			
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引			
③ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日			

に改める。

（名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則の一部改正）

第2条 名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則（平成27年名古屋市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「書類」の次に「（同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。第24条第3号において同じ。）」を加える。

第6号様式中

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類 (条例第12条第2項第3号に定める事項を記載した書類)		⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
		⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		(3) 条例第4条第1項第1号、第2号、第5号ア及びイ、第6号並びに第8号（法第45条第1項第3号ロ及び同項第6号に係る部分を除く。）に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項			
③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引			
④ 寄附者（当該指定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日			

を

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該給与の総額	
提出しない場合			
最後に役員報酬規程を提出した事業年度（ 年度）		⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
最後に職員給与規程を提出した事業年度（ 年度）			
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類 （条例第12条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。）		⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
① 収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項		(3) 条例第4条第1項第1号、第2号、第5号ア及びイ、第6号並びに第8号（法第45条第1項第3号ロ及び同項第6号に係る部分を除く。）に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引			
③ 寄附者（当該指定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日			

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和3年6月9日（以下「施行日」という。）から施行する。
（書類の提出に関する経過措置）
- 第1条の規定による改正後の名古屋市特定非営利活動促進法施行細則第20号様式は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基

準等に関する条例施行細則の規定は、名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例（平成27年名古屋市条例第43号）第2条第2号に規定する指定特定非営利活動法人（以下「指定特定非営利活動法人」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、指定特定非営利活動法人が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

名古屋市告示第316号

告示の訂正について

昭和19年名古屋市告示第163号、平成30年名古屋市告示第181号及び令和2年名古屋市告示第623号（道路に関する告示）の一部を次のように訂正します。

令和3年6月8日

名古屋市長 河村 たかし

昭和19年名古屋市告示第163号「認定ノ分」の表惟信南北第25号線の項巾員の欄中「2.50」を「2.00」に訂正する。

平成30年名古屋市告示第181号「2 路線の認定及び道路の区域決定」の表椿町線第3号の項敷地の幅員の欄中「36.00～54.35」を「36.02～54.40」に訂正する。

令和2年名古屋市告示第623号「4 道路の区域変更及び供用開始」の表を次のように訂正する。

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	榎津郷中東新海1号線	名古屋市中川区富田町大字榎津字東新海1488番の1地先から	前	0.015	平均 2.00	第 2 附 図
			名古屋市中川区富田町大字榎津字東新海1446番地先まで	後	0.015	2.92 ～ 3.99	

令和2年名古屋市告示第623号「4 道路の区域変更及び供用開始」の表の次に次の1表を加える。

5 道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	東19号線	名古屋市北区東味鈍二丁目28 番地先から	前	0.468	4.55 ～ 17.83	第 6 附 図
	B				0.342	4.55	
	A		名古屋市北区東味鈍二丁目 1811番の3地先まで	後	0.468	4.55 ～ 17.83	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

名古屋市告示第 317号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 3年 6月11日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 有料公園施設等の名称
ガーデンプラザ（荒子川公園）

- 2 変更内容

令和 3年 6月14日（月）及び同月16日（水）を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第318号

名古屋市議会定例会の招集について

令和3年6月18日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

令和3年6月11日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市総務局総務課

名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 6 月 7 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第15号

名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会職名及び補職名規則（昭和49年名古屋市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1条第1項第7号」を「第1条第6号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。